

鎌倉審議 第 11号

平成16年2月 6日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づき、平成16年1月23日付け鎌福祉第2339号をもって諮問のありました電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう下記の点に十分配慮されるよう要望します。

- 1 電子計算機による個人情報の処理については、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態で処理されることから、その取扱いに当っては、より一層慎重な対応に心がけること。

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	鎌倉市中心身障害者福祉手当支給事務	鎌倉市中心身障害者福祉手当支給事務への所得制限の導入に伴う電算処理の変更及び同事務における電算処理の鎌倉市福祉総合システムから障害者手当システムへの変更	社会福祉課	平成16年度
2	国の福祉手当支給事務	国の福祉手当支給事務における電算処理の鎌倉市福祉総合システムから障害者手当システムへの変更	社会福祉課	平成16年度
3	タクシー利用料金・自動車燃料費助成事務	タクシー利用料金・自動車燃料費助成事務への所得制限の導入に伴う電算処理の開始	社会福祉課	平成16年度